

食品営業許可制度が大きく変わります

食品衛生法の改正により、営業許可が見直され、新たな手続きが必要になる場合があります。

改正のポイント

- ① 食品の営業許可制度の見直しにより、現行の34業種について新設や統合などが行われ、32業種に見直されます。
- ② 食品の営業届出制度の創設により、許可業種以外でも食品の営業を行う際は、一部の業種を除き、保健所に届出が必要になります。
- ③ HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化により、許可又は届出の必要な食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を行う必要があります。

営業許可業種一覧(改正後) ※赤字は新設・統合・再編される業種

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 飲食店営業 ② 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ③ 食肉販売業 ④ 魚介類販売業 ⑤ 魚介類競り売り営業 ⑥ 集乳業 ⑦ 乳処理業 ⑧ 特別牛乳搾取処理業 ⑨ 食肉処理業 ⑩ 食品の放射線照射業 | <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 菓子製造業 ⑫ アイスクリーム類製造業 ⑬ 乳製品製造業 ⑭ 清涼飲料水製造業 ⑮ 食肉製品製造業 ⑯ 水産製品製造業 ⑰ 冰雪製造業 ⑱ 液卵製造業 ⑲ 食用油脂製造業 ⑳ みそ又はしょうゆ製造業 | <ul style="list-style-type: none"> ㉑ 酒類製造業 ㉒ 豆腐製造業 ㉓ 納豆製造業 ㉔ 麺類製造業 ㉕ そうざい製造業 ㉖ 複合型そうざい製造業 ㉗ 冷凍食品製造業 ㉘ 複合型冷凍食品製造業 ㉙ 漬物製造業 ㉚ 密封包装食品製造業 ㉛ 食品の小分け業 ㉜ 添加物製造業 |
|---|--|---|

※各営業許可業種の詳しい説明は別紙をご覧ください

確認のフローチャート

上記の営業許可業種に該当しますか？

はい

営業許可業種

※施設を管轄する保健所で許可の手続きが必要です。

HACCPに沿った衛生管理

対象

食品衛生責任者の設置

必要

いいえ

届出対象外業種[※]に該当しますか？

いいえ

営業届出業種

※施設を管轄する保健所に届出の手続きが必要です。

対象

必要

※
食品又は添加物を輸入する営業
食品又は添加物の貯蔵又は運搬業
(冷凍又は冷蔵業を除く)
常温包装品の販売業
合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
器具又は容器包装の輸入・販売業

はい

届出対象外業種

※手続きは不要です。

対象外

不要

営業許可の経過措置

※令和3年5月末時点において、既に営業を行っている場合は、経過措置が設けられています。

営業許可制度対応スケジュール

	R3.6.1	R4.6.1	R5.6.1	R6.6.1	R7.6.1
変更のない業種 例) 飲食店営業 菓子製造業等					
同一施設内で統 合する業種 例) みそ製造業 と しょうゆ製造業等					
新設される業種 例) 水産製品製造業 食品の小分け業 漬物製造業等					
許可から届出に 移行する業種 例) 乳類販売業 氷雪販売業等					

令和3年6月1日施行

現在の許可期間満了にあわせて新食品衛生法に基づく許可を取得

もう一方の許可のみで両営業が可能

令和6年5月末までに新食品衛生法に基づく許可を取得

施行の際に許可を取得していた場合は、新食品衛生法に基づく届出を行ったものとみなす

旧食品衛生法に基づく営業許可

新食品衛生法に基づく営業許可

新食品衛生法に基づく営業届出

※令和3年6月1日以降、新たに営業を始める場合は経過措置がないため、営業を始める前に許可を取得する必要があります。

※不明点がありましたら、営業施設を管轄する最寄りの保健所にご相談ください。

保健所名	所在地	連絡先	管轄市町村
松江保健所	松江市東津田町1741-3	0852-23-1317	松江市、安来市
雲南保健所	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9667	雲南市、奥出雲町 飯南町
出雲保健所	出雲市塩冶町223-1	0853-21-1185	出雲市
県央保健所	大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9805	大田市、川本町 美郷町、邑南町
浜田保健所	浜田市片庭町254	0855-29-5561	浜田市、江津市
益田保健所	益田市昭和町13-1	0856-31-9551	益田市、津和野町 吉賀町
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9714	海士町、西ノ島町 知夫村、隠岐の島町